

10月実施は、インボイス制度ではなく、消費税5%への減税です。

10月から実施されようとしているインボイス制度は、課税業者が約90%、免税業者は約20%が申請されたものと思います(6月末)。しかしこの間、各地の議会に「インボイス制度の中止」「延期・見直し」などを国に求める意見書を探択したのは207自治体になりました。それは、地域の基幹産業(農業や道の駅など)、身近な商店や建築業者が取引に支障を来して辞めていくことになったら、経済が崩壊していく可能性があるからです。このインボイス制度は、免税業者を取引から排除する中小零細業者つぶしの制度です。現在、物価高騰、燃料費や電気代も高騰し、生活が大変になっています。まずはインボイス制度ではなく、消費税5%への減税が実現すれば生活も経済も安定します。諦めずに世論を変え、政治を変えましょう。

インボイス登録は9月30日迄と言われていますが、10月に入っても必要であれば登録できます。「元請業者から何も言われていない」など不安の声もあります。登録は慎重に考え、「登録してしまった」場合でも「取下げ」が出来ます。あわてないで判断しましょう。



◎新潟日報にチラシを折り込みます。誰でも参加できます。周りの業者の方で迷っている人がいましたら誘って参加して下さい。相談料は無料です。



「上越市エネルギー価格高騰支援金」が始まっています。

上越市が、市内に事業所を有する「中小企業」「個人事業主」「公益法人」「農林水産事業者」に向けて、支援金の予算を付けました。平成4年度の決算書(個人)、直近の決算書(法人)を元に、「水道光熱費」「燃料費」の合計金額の26.8%(最高30万円)を支援してくれます。については、民商では各支部・ブロック事に、説明会及び申請会を開催する予定です。後日案内をしますので、解らない方は、参加してください。上越市のホームページから申請用紙をダウンロード出来ます。民商事務所にも用紙があります。※申請締め切りは、10月31日です。

「税務調査」の連絡が来たら、「事前通知の11項目」を必ず確認しましょう。

コロナ感染症の行動制限が解除されたこともあり調査が増加しています。税務署から、電話が来り、訪問された場合は、「事前通知の11項目」を税務署員が納税者に通知する義務があります。必ず確認し、書き止めるようにしましょう。

- ① 実地調査を行う旨
- ② 実地調査を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類他
- ⑧ 納税者の氏名・住所

- ⑨ 調査担当職員の名氏及び所属
- ⑩ 調査日時と場所は変更可能な事
- ⑪ ④⑤⑦で通知されなかった事項についても非違が疑われる場合には、質問検査等を行うことが出来ること



今週号の商工新聞に上越民商の記事が掲載されています。

上越民商に、フリーランスと言われる、若い青年が相次いで入会しています。先日、全商連商工新聞から連絡がありました。岩澤会長、金井事務局長、新会員の清村さん、山崎さん、井口さんが取材を受けました。民商に加入したきっかけや民商に期待すること、現在の商売の悩みなど、率直に語り合いました。詳しいことは、記事に掲載されていますので、是非、ご一読下さい。

9月のPC教室日程

今年もあと4ヶ月とあります。多忙とは思いますが、後で焦らないように都合をつけてご参加ください。



と き 9月13日(水)
午後1時30分
場 所 民商会館

共済会より

コロナ感染症による、入院・自宅待等のお見舞金は、7月31日までに感染し療養した方、同居する方が感染し、自宅待機した方が対象となります。8月1日以降に感染した方は対象になりません。対象となる方は、忘れずに申請して下さい。



インボイス制度導入直前相談会を開催します。

と き 9月13日(水)

夜7時から

と ころ 市民プラザ

第5会議室